# 文 書 て みる漢 文 訓 読 特 有 の 法

# 不可勝 (称)

計しについ 7

が少なくない。のみならず、漢文訓読特有の語法といわれたものま でも散見する。 古文むに所見する語彙・語法には、漢文訓読語を出自とするもの

そのままの意味・用法、または、形態で、所見するとはかぎらない。 の間に於ける日本的な変容が、看取されるかもしれない。 には、理解語彙と使用語彙との懸隔にも似た情況が、加えて、二者 るようである。従って、漢文訓読の場と古文書の場という二者の間 古文費は、日常的な費記法・文字法・常用的な表現法を背景とす そうした語彙・語法は、しかしながら、漢文訓読の場に於ける、

げてかぞふべからず≫」という一表現法を取り上げ、私見を述べた このような考察目的のもとに、本稿では、「不可勝 (称) 計∧あ

資料は、中世の文書、左記を主資料とした。

以下、東京堂出版、 竹内理三編『鎌倉遺文 古文書編』第一巻、 (昭和四六年)

以下に、これを「鎌遺」と略称し、巻次・頁数を「鎌遺二・

八八」のようにして注記する。 古文書の時代的変遷と、その諸様式(様式論)とに対する配应は、

本稿では行なわない。

この語法は、次のようにして所見する。<br />

守元命朝臣、三箇年収納既以繁多也、報不可勝計、所以何者、… 平、同以息利七万三千八百六十三束、率於国内力田之間、当任 弊之民負正税不耕田疇、富勢之烟領能田以不請正税、仍為存公 右、正税本穎式数冊七万二千四百束、除減省之遺、定挙廿四万 六千百十束、明録税帳、是則一朝之輔弼百姓之依怙也、然而! (尾張国郡司百姓等解、第一条、永延二・十一・八、平安遺文

加之勘徵之使、引率数多之從類、所費取土毛、疋別米一石六五 東賢、敢不可勝計、辩済如是、非法物之間、沽却先祖之永財、 斗、布端別四五斗、自余雜物、准本物過三四倍也、何況供給装

(11)

二・四七三) (注1)

滅子孫之存命、売代夫妻之衣裳、失愛子之寒温、

实過於斯、就中使到著之時、費在於郡司、経日之煩、不可勝計、用稅帳、而当任守元命朝臣悉私用、不充把分、愁之中之為愁、同右、稅国所在馬三十疋、直穀百五十石、(中略)、是則依式立(同右、帒七条、同・四七六)

(同右、第十二条、同・四七八)

大悉諡、百姓之烟、負駄無遺、所輸賃米、失者一石二斗、駄者之日、本国難帰、枯草凍水之時、途中易躄、于時一国之内、擔之以揽夫烱戸、置非於朸下、役駄偈蹄、挙痛於鞍上、絶粮屈力是以揽夫烱戸、置非於朸下、役駄偈蹄、挙痛於鞍上、絶粮屈力。 右夫馬之用途、国例有限、而或寒月或農時、不隔月無欠旬、鎮

(同右、第二十三条、同・四八一)

二石余也、人煩獣斃、不可勝計、

意。(口は、国守が、官物の運送ではないのに、百姓に人夫や駄馬をは、尾張国の郡司・百姓らが、国守藤原元命の濫行横法につき、三十一ケ条を列挙し、朝廷にその更迭を訴え出た文書である。 (口は、国守元命の三ケ年に及ぶ不当な徴税・搾取は、もはや無数というべきであって容易に数えきれない、というもの。(口は、ましというべきであって容易に数えきれない、というもの。(口は、ましというべきであって容易に数えきれない、というもの。(口は、ましというべきであって容易に数えきれない、というもの。(口は、ましというべきであって容易に数えきれない、というもの。(口は、ましといないから、使がやって来た時は、郡司がその負担を荷うととになり、数日に及べばその吉労はいよいた、国守が、官物の運送ではないのに、百姓に人夫や駄馬をとになり、数日に及べばその責労はいよいというない。

寺文書六・三七〇)

とのような用法は、当該語法の本来的な用法そのものではない。極めて悪いことを、強調的に表現していることである。 をいう意味にとどまらず、情態・程度がえつくすことができない」という意味にとどまらず、情態・程度が 注意されるのは、どの例をとってみても、単に、「~多くて、数

は中世の頃である。 当該語法は、延喜年間頃には所見しているが、用例が多くなるの・・当該語法は、延喜年間頃には所見しているが、用例が多くなるのそこで、以下には、その意味・用法、よみ方について考察する。

以下、院政・鎌倉時代の古文潜から、十例を引用する。は中世の頃である。

一二五五) (筑前国観世音寺三綱解案、寛治三・八・十七、平安道文四・

(伊賀在庁官人等連署解案、保元三·四、大日本古文書、東大貴取之員、不可勝計者敷、 当、寄人擬弁済之処、領主横破公田率法、恣段別令徵下六斗、 2) 令検注地頭之処、見作百十一町百八十歩、(中略)、仍有限所

(3) 右当山者、是報恩大師建立、千手観音霊場也(中略)、爰中比国宰宮內卿藤原憲扶朝臣偏恃観音利生、仰遺跡効験、以件免田国宰宮內卿藤原憲扶朝臣偏恃観音利生、仰遺跡効験、以件免田国宰宮內卿藤原憲扶朝臣偏恃観音利生、仰遺跡効験、以件免田、任伯等非敵、不可称計、

(備前国金山寺住僧解、元暦二・八、平安遺文八・三一八四)

負担させ、かつ、非道なほどに酷使するので、人馬の疲弊や病死は、

いちいち数えあげることができないぐらいに多い、というもの。

- (4) 其後年々未済及数千石、種々乱行不可勝計、
- (5)御勢、神社仏 (法 吉喜神專也、、付上付下、殊可存無為之処、国司内使私心、外称 右、一天四海莫不王土、叡思趣不能左右、但万歳初度御斗籔、 (八条院暲子内親王庁下文、建久四・九・二三、錬遺二・八八) 権門勢家之領、背法譴責、民愁人数、不可称計、

不忠之至、今蒙神賁、

(6)而当地頭自去々年抑取件新寺新田之間、修正丼毎月十八日・二 (呉福寺驟状、建久九・十一・一、鎌遺二・三二二)

又乱入重任私宅、致苛法之貴候之条、不可勝計候; 季彼岸等之勤、皆以陵遅之至、不可称計、同欲停止彼押領者、 (官使玉末次等申状、建暦三・十・十四、鎌遺四・九一) (関白藤原家実家政所下文、建永二・十、鎌遺三・三三一)

(7)

(8)凡矯餝之至、不可勝計、付之者所詮侯、 依行海之所如所望之雖之語、耽一旦安耳言、及一堂訴訟之条、

(9) 就中国判無異儀之分、雖被下御成敗、無承引由公文訴申、狼藉 之至、不可勝計、背国命之条、何事過斯、 (僧行海陳状寀、嘉禄二カ、鎌遺五・四〇七)

非法張行之条、不可勝計 敢不合承引、剩致未進、又無年中之究済、其上強百姓、 而今当地頭代行村背先例、運上麁品絹綿之間、度々雖加制禁、 (周防国留守所下文、嘉禎二・四・十四、鎌遺七・二七六) 偏衆議、

(10)

張行」とは、表だった違法行為である。 (賢舜申状察、文永三・六、鎌遺十三・一七六)

歟、然者或守式目之旨趣、或尋先々之傍例、且任理致之所指、 以前条々如此、但、不載此事書、相漏彼一篇子細等、不可勝計

の十例にそえて今後の参考としたい。

(11)

且依時宜之所推、加内談、憲法可被致其沙汰、 (宗像氏事書、正和二・正・九)

二月八日の「大札」である。当「事む」にも載せず、その「大札」 書」十三箇条全体をさし、「彼一篇」とは、序文にみえる正嘉三年 これは、「宗像氏事書」の奥書で、「以前条々如此」とは、当「事 (注2)

ことだ、だから、あるいは<br />
貞永式目の<br />
旨趣を守り、あるいは<br />
過去の 傍例を参照し、云々、と記されている。 にも漏らした事細かな点は、いちいちかぞえあげることもできない

に、次の例をそえておく。 以上の十例、すべて「不可勝(称)計」とあるものである。これ

如格条者、厳制殊重、剰耽好女之色、及博奕之業、此外又或号 可被制群飲佚遊事

茶寄合、或称連歌会、及莫太賭、其毀難勝計者乎、 (建武式目、第二条、建武三・十一・七)(注3)

その一条で、世上に勝手気ままな遊興が横溢し、よって無駄の甚大 なるや、数えあげることもできない、といった意味に解される。 「建武式目」は、足利尊氏の政治方針であったとされる。右は、

**彙・語法などの面に、どのような相違があるかは未勘であるが、先** こうした「要綱」の類と、これまでの古文書の類とで、文体・語 多累催促、愁欝之辈不可勝計、政道之違乱、職而由斯 (同、追加法、建武五・後七・廿九)(注3文献、一五五頁) (中略)。爰近年不叙用引付等之奉書、不及請文、徒渉旬月、 諸国守護人事

と書くことが多いが、「称」(⑤・⑥)とも書き、区別されていなって、用字につき、その三字目は、「勝」(⑤・⑥の二例以外)

げることができない」といった意味になる。つくせない」とか、「きりがないので、(全部を)いちいち数えあっくせない」とか、「きりがないので、(全部を)いちいち数えおともに「あげてかぞふべからず」とよみ、「全体については言い

辞背類には、右のような語句の形、よみで登載されているが、ま例節用集』でも、「不可勝 計」(あけ、言部)と、濁点がない。傾の「勝」には、偶然であろうか、濁点がない、文化十二年の『閩不さい。 オーコ・勝 計・(昔言字考節用集第十一冊、言辞九上、41の7)ス、ブルラ・ケマ・カブ

際の運用に当っては、やはり、「不可――」と連結するものと思われに、次のような形も所見する。これは抽象的な語形であって、実

『色変字類抄』のシ部、またはセ部の亞字部には、「勝計」との『色変字類抄』のシ部、またはセ部の亞字部には、「勝計」とのショウで(天正十五年尊朝親王筆 書状文字抄、3ウ6)

巻下、三四オ・ウ) (ボーミー (十八字略) 貫 ロートールロ(前田本、語がなく、ア部の辞字部に次のようにある(声点・合点略)。

来」の例も同様である。 後掲の訓点資料の悶や古往来の「和泉往が、﨑にみるような漢語サ変動詞としてよむことも可能である。とが、﨑にみるような漢語サ変動詞としてよむことも可能である。こ

リ・ソノカス・称計スヘカラス・ 日子・山寺アリ・人里・寺ア

うでもある。

法寺本による)(注4)(乾坤院本正法眼蔵第五十三、梅花、十一丁オ)(句読点は正

巳得度人・シカアレハ・スナハチ・シルヘシ・得度トイウハ・

(19)

一代ノ佛説ノナカニ・出家ノ功徳ヲ・讃歎セルコト・称計スへ出家ナリ・未出家ハ・沈淪ニアリ・カナシムヘシ・オホヨソ・

(乾坤院本正法眼蔵第六十、三十七品菩提分法、十四丁オ)カラス・

読点は同右) - 「東田隆之子を目覚のプロ 三十十名書もクネーで

述のように解釈する方がよくはないか。フ」・「となえかぞえる」と説く入もあるが(注5)、やはり、先力」・「となえかぞえる」と説く入もあるが(注5)、やはり、先右二例については、「称」を「唱」の類義とみて、「トナヘカゾ

ある(阿部猛氏、注1文献)。「不可勝(称)計」を、また、「あげてはかる……」とよむ人が

よりも「かぞふ」との関係が、より緊密であったようである(注6)。えば『色葉字類抄』にもみられるように、「計」字は、「はかる」的な、即字的な付訓であると思われる。それ以前に於いては、たとどの程度の背景があってのことかは未勘であるが、これは、後世

=

定性は、十分に認められてよく、また、既に認められてきたかのよらず」という語法と、その「不可勝(称)計」という表記法との固前項に引いた古文書や古辞書の例からして、「あげてかぞふべか

媒として、右に至ったと考えられる。
との語法の『出現』は中国にある。それが、日本の漢文訓読語を

『文語解』(明和九年大典禅師自序)に、次のようにある。『次語解』(明和九年大典禅師自序)に、次のようにある。『文語解』(明和九年大典禅師自序)に、次のようにある。『文音 明』 (巻五) (中村宗彦編「釈大典詩語解・文語解並に索引」或》(巻五) (中村宗彦編「釈大典詩語解・文語解並に索引」或》(巻五) (中村宗彦編「釈大典詩語解・文語解並に索引」或》(巻五) (中村宗彦編「釈大典詩語解・文語解並に索引」或》(巻五) (中村宗彦編「釈大典詩語解・文語解並に索引」のようにある。『大九頁)

∞ 故米布之屆、不」可□称計□。(晋書、范뛲伝)(「勝」字(巻二)(邱 羌難□得而称計□。(王融、三月三日曲水詩序)とうな二例があがっている。四頁)の項に、「称計」の二字が熟語のようにして掲出され、次の四頁)の項に、「称計」の二字が熟語のようにして掲出され、次の

こと、百千万億那庾多倍にして、称計す可(から)ず〔不〕しい 諸の苦行を修(し)たまふをモチテハ、五通仙に勝(り)たるの項に「勝計」の例なし)仏典にも、次のような例がある。

(西大寺本金光明最勝王経、巻六、平安時代初期白点)(注7)

て(原文、不可称計)

可勝(称)計」がどれほど固定的であったか、疑わしい。必ずしも、 化漢文しかし、中国に於いては、あるいは、正格漢文に於いては、「不 場に於いては、第一項にみた古文背類の形と全同である。 中国

島裕博士の著書による)。(注8)

右の『孟子』の二例もそうだが、次のような例もある(欿・欿は築てれに固定せず、また、これが専用されたわけではないようである。

の否定の対象は、必ずしも「計」に限定されず、いろいろの動詞が(史記、匈の例)といった例もある。つまり、「不可勝(称)――」例)、「胡可勝言」(大慈恩寺三蔵法師伝、匈の例)、「不可勝道」後に掲げる、「不可勝数」(群書治要、匈の例)・(史記、匈の

されば「ヨミントコら」とはなみばこれのであるわけだから、することもあるにはあるが、それ以外の熱合形もあるわけだから、計」には、未だ固定的性格が薄かったとみられる。そのように熱合能って、中国に於ける、もしくは正格漢文に於ける「不可勝(称)

あるのである。

ると説かれた(注8文献)。 右の畑・畑の例を掲げて、この呼応を「漢文訓読特有の語法」であ右の畑・畑の例を掲げて、この呼応を「漢文訓読特有の語法」であという呼応が生まれ、かつ、固定的となっていった。築島博士は、

化漢文(変体漢文)、あるいは、和漢混淆文などでは、 「 食 」・場に於ける、このような情況に対して、日本の、古文書その他の和中国に於ける、もしくは、正格漢文に於ける、また、その訓読の

56.6。 措辞法として、これは、「固定している」といってよいであめる。措辞法として、これは、「固定している」といってよいであが否定の対象となることはない。原則的に、「不可勝(称)計」と「用」・「紀」・「説」・「言」・「道」(・「数」)などの動詞

ってみてもそうである。現している。逐一の説明は省くが、既掲の川から似までのどれをと現している。逐一の説明は省くが、既掲の川から似までのどれをと現法は、多くの場合、情態・程度の著しく悪いことを、強調的に表次に、用法の面にも問題がある。古文書に於ける、この固定的表

似たような用法は、古文書のほかにも所見しなくはない。

(26)

- ドレデンス事ハアケテ不可計、(方文記、大福光寺本レツゝ心ヲヤナマス事ハアケテ不可計、(方文記、大福光寺本ルサマ、又カクノコトシ、イハムヤ所ニヨリ身ノホトニシタカスヘテ世中ノアリニクゝワカミトスミカトノハカナ クア タナ

由である(注9)。 \*慶長三年故山田孝雄博士蔵本は、「勝計フへカラス」とある

わす例が目立つ。即ち、惡い面の強調に偏ってはいないのである。し(原義)、何、むしろ、右とは逆に、情態・程度の良いことを表し(原義)、何、むしろ、右とは逆に、依然を程度の良いことを意味

(大平記、巻第十三、足利殿東国下向事、岩波日本古典文学大不」可"勝計"。 か 神征夷将軍ノ任ハ、代々源平ノ輩功ニ依テ、其位ニ 居ス ル 例

(28)

此之輩不」可"勝計」、

〔正法眼蔵、前掲(8の例〕

(29)

(3) 【正法眼蔵、前掲(9)の例】

(31)

仏之中、何除弥陀乎、凡謗法之罪、受持之福、諸経誠證、不可願也、何依専修称名之業、還招囤土衰乱之殃哉、(中略)、諸右、(中略)、抑弥陀者娑婆有縁之如来、称名者彼仏甚重之本一向専修倭漢之例不快事

山家□世之輩、古来其人多矣、銷名於朝市、晦跡於山薮、閑修(應さ)(、○の)(の)(の)(延暦寺大衆解、貞応三・五・十七、鎌倉五・二七二)

結党成群、闘城溢郭、槐門棘路、多飯此教、 海業、皆遂往生、伝記所載、<u>不可勝計</u>、而当世一向専修為躰也。

(32)

色ある文章である。他の古文書類とは、質的に相違するであろう。句を中心とした四六駢儷文で、仏典・漢籍をも援用した、非常に潤掲げ、それを停止されるよう天皇の裁断を願い出たものである。対右の内、⑸・⒀は同一の文書で、延暦寺大衆が、一向専修の非を(同右、二七三)

(今昔物語集、巻第一、語第十八、岩波日本古典文学大系一・)一ノ宮殿ノ中ヲ見ルニ、衆宝荘厳、不可称計ズ。

何の例

一人ノ長者有ケリ、(中略)飲食・衣服・金銀等ノ珍宝、倉ニ(同、卷第二、語第十七、同一・一五一)(一人ノ長者有リ。其ノ家大キニ富テ財宝无量ニシテ不可称計ズ。

(35)

(34)

(同、巻第二、語第四一、同一・一九九)積ミ満タル事、不可称計ズ。

供慈、不可辨計、 朝又然、或駕牛馬出入帝宮、或誇官爵拝領就(#2)国、自余之 明 可被尊師読事、(中略)、師読之貴、異朝如此、不次之恩、本

(藤原茂範啓状、建長六カ、鎌遺十一・一〇) (藤原茂範啓状、建長六カ、鎌遺十一・一〇)

(雑筆抄東京大学甲本、9ウ5-10オ2) 右の内、飼は、博士家茂範の手になるものであるから、漢籍の影 右の内、飼は、「結構」までで一句、「不可勝計、面白々々」で一句 をなすもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をなすもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずもののようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずるのようであるが、『寛長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付 をはずるといる。二本間では、従って、「結構」の意味が相異なるわけ だが、いずれにしても何の例とみてよかろう。

には偏向があるとみられるのである。ようとしていることがよくわかる。即ち、古文書に於いては、『悪い面』を取り上げ、それを強調的に表現し古文書に於いては、『悪い面』を取り上げ、それを強調的に表現してのように、「不可勝(称)計」の用法について比較してみると、

ど多い」という形となっている点に、注意される。ような例がある。この場合、いずれも「しの先例は数えきれないほはし、古文書にも、仏の例がなくはない。用例は少ないが、次の

人作田官物事 応撿注田数、任例以寺家封米、便補東大寺領玉濋黒田両杣寄左辨官下 伊賀国

> 是則為国衙無費損、為毒家 便益、 是則為国衙無費損、為毒家 便益、

(官宣旨案、永長二・四・三、平安遺文四・一三三七)足則為国衙無費損、為寺家(便益、

請被殊任解状旨、補任当社御領辰市五箇条惣追捕使職事、約一春日御供預散位藤原能季重解申進殿下政所裁事

右、得社司等去三月廿八日重陳状偁、以新儀望申無先例惣追捕

之由哉、 也敢、不当事也、而先就此状辨申、如此之職以新儀至申被 使職之条、不当事也、而先就此状辨申、如此之職以新儀望申被 也職之条、不当事也、而先就此状辨申、如此之職以新儀望申被

(散位藤原能季申文、寿永二・四・十一、平安遺文八・三〇九

(4) 一 女人養子事

之例、先蹤惟多、評議之処、尤足信用歟、女人等、讀与所領於養子事、不易之法、不可勝計、加之、都鄙女人等、讀与所領於養子事、不易之法、不可勝計、加之、都鄙

七八)

寄(设加) 宫同被寄墅後、千栗宮又被寄肥後国之、而当善被造営也、此外被 依時宜者也 造営之寺社、自他之例、不可勝計、皆之守先例、

(薩摩新田八幡宮所司等重解、文永五・十一、鎌遺十三・四四

易法」は、「ここでは単に頼朝以来の先例を強調した語であろう」 例だとしてきた、この例は数えきれない、というものである。「不 えることは、かって実際に行なわれ、幕府もそれを代々続くべき先 (笠松宏至氏)とされる。(注10) 右の内、匈は、子のない女が養子をとって、それに所領を譲り与

回の例については、未だ管見に入らない。

かわらないであろう。 し、それにしても、古文書に於ける用法の偏向につき、その大勢は (分の例、回の例は、より広く探せば見出せるかもしれない。しか

「不可勝(称)計」という語法に関連して、左記に触れておく。 至今度者、云無道云苛法、不足称計、

事はあげて申に及ず」(巻一、殿下乗合、日本文学大系上、一一九方か。あまり見ない形である。平家物語の、「大織冠・淡海公の御うか。あまり見ない形である。平家物語の、「大織冠・淡海公の御うと」、「不」足二――」と「不可称計」との合成になるものであろく興福寺際状、建久九・十一・一、鎌遺二・三二一)

古文書以外では、次のような例が散見する。 八郎真人者。商人主領也。(中略)交易之物。売買之種。不」可以

頁)も、「不」及」中」との交渉が考えられる。

弘安三年写本にも、「不言可言称、(新猿楽記、群書類従、第六輯、 数: 」(二九〇) となってい 1001下3)

る由である(注11)。 この例は、和語「かぞふ」が媒となって、その表記が「計」から

中国に於ける本来の措辞の流れを受けたものとみるのが妥当であろ 「数」に転じたものかとも考えられるが、おそらくは、次のような、

桀紂か之禁不可勝 数アケて カスフ

自」是之後。匈奴絶"和親"。攻"当路磐"。(割注略)往往入盗,於"(金沢文庫本群背治要古点。卷二十一)(注12)

漢辺」。不」可」勝」数と言。 (史記、巻一一〇、匈奴列伝、二〇オ) (注13)

後者は、江戸期の刊本でこのようになっているようだが、「勝」

を副詞によむことは可能であろう。 「新猿楽記」には、別に「敢不」可」勝計」也」

(同右、九九一下

一船(翫ー物、 不下 奈 中千金上。 无』 暇二 称計1。(和泉往来、正月往状、四一五行)(注14)

(47)

「和泉往来」には、「件会執事所―要之物、不訓可"勝計"。」(同(同右、四月往状、九七―九八行)(同) ((3)

右、十月往状、二〇二行)という例があるが、右のような特異な語

は、こうした性格と関係するのかもしれない。 やりとりされた背状を根幹に」しているとされる(注15)。右の例 中国の書儀のいずれか(多分〔錦帯書十二月啓〕)を見て、実際に 法も所見する。「和泉往来」は、対句表現や雅語が多く、「これら

この用例は、次の傾・飼のような、漢文本来の措辞法そのもので

テ言(フ)可ケムヤ、(原文、凡所紕紊胡可勝言) (興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝、巻第八、承徳三年点、二六二

孝王。鋄太后少子也。愛」之。質賜不」可」勝」道。 (史記、巻五八、梁孝王世家、ニウ) (注17)

(50)

**国語大辞典』(第一巻)は、そのように扱っている。 めの「勝」も

はと同じく、
副詞としてよむ

ことはできる。 『日本** 

ところで、『同大辞典』では、「しょうーけい【勝計・称計】」

滑稽本『古今百馬鹿』から四例の例文を引いている。 との解説をなし、『明衡往来』・『正法眼蔵』・『東寺百合文書』・ 計すべからず」の形で、数えきれない意に用いる。 一つ一つあげて数えること。とりたてて数えること。多く「勝

まさに、右の解説どおりのものである。しかし、残りの一例は、次 四例の内の三例は「勝(称)計すべからず」という形であって、

の如くであり、どうみても、右の解説とは関わりのないものである。

施入 净住寺光明院

合水田弐段 多線下

寺領之勝計也 于茲、院僧悦而令承諾、此儀未来際 曽 不 可 違 越寺領之勝計也 于茲、院僧悦而令承諾、此儀未来際 曽 不 可 違 越 此旨 然則永代以此水田施入彼院了、但法行若退転、約 諾 令 当寺学頭学衆帰寂之時、為光明院之沙汰、致摈葬之礼、収遺骨 優于蔣根可有免除 爱学 頭学衆評判云、此地寺領之理致必然 変者、任 道理、当寺早可今進止、仍為後日亀鏡所状如件、 於道場、永訪沒後之菩提者、此地可避彼院、是不絶法事、不離 喜志、合寄附新所、当田為專一、寺家被勘落者、此勤忽可断絶、 法界衆生頓證菩提、於当院、始置不断光明真言勤、檀越等致随 田依為其内、令勘落之処、光明院敬訴曰、本覚上人文永年中為 右子細者、後宇多院去正和二年以拝師庄 Elesa 勃施 東寺、 領知之間、随有支證、学衆方致興行之沙汰(割注略)、今此水 被定置伝法会并西院供僧新所、而当庄領多以失墜、甲乙所々令 一代学侶難避渡他所歟、然而彼院法事廢絶、又非不鄭、所詮、

(浄住寺光明院料田寄進状案、康永二·三·七、大日本古文書、 東寺文書二・八三九)

**画すなり、別に立項するなりとするのが妥当である。左記は、右の** 類例である。 「まさった処置」とかの意味となろう。「不可勝計」とは、一線を この「勝計」は、「すぐれたはからい」とか、「ぬきんでた方策」・

以前条々忝拝慇勤之 勅背、謹献附法之文契、雖一事一言、非(益) 為身為私、偏是令法久住之勝計、国家鎭護之嘉猷也、

、権僧正憲淳附法状案、徳治三・四・廿六、大日本古文書、醍

闘寺文書一・三二九)

(同、醍醐寺文書一・三一四、また、一・三二四)にも収められて 窓淳の、この文章は「後宇多法皇・権僧正窓淳法流相承文告案」

である。

いる。

対『紅爐』而「妨」寒、眠』白屋」而送」日。是則扶老之秘方、延算之分。,養『性於一室之中』。纒「以『狐狢之恨」。携「以『琴荞之興」。予「教」と呼遊者、希代之佳会也。(中略)。只馳『思於千里之外二、今朝之勝遊者、希代之佳会也。(中略)。只馳『思於千里之外二、 勝計也。

(垂髮往来十一月返状) (注18)

## 四

干の調査を試みたが、当該の語法は、容易に見出せないようである。 皆無ではないかもしれないが、数量の上では、古文書に於けるとこ という点で、偏った用法にあるとみられる。 以上、古文背に於ける「不可勝(称)計」について検討してきた。 ところで、同様に、和化漢文によって綴られた日記類につき、若 古文書に於けるこの語法は、良い面よりも悪い面を強調しがちだ

始しがちであって、他者に訴え、他者を動かそうとする、いわば、 者に命令したりするのが、その使命である。常に、差し出す相手が ろの比ではないといってよい。 て、日記類は、どうしても淡泊な、あるいは純粋な記録的文章で終 いて、その相手に対する心情なり意志なりが綴られる。これに対し 係していよう。即ち、古文沓は、多くの場合、他者を説得したり他 この情況は、古文書と日記類との、本質的性格の相違に密接に関

対外的、相対的性格はない。

不要(存・否)は、こうした本質的性格の相違に根ざしているよう 二者の間には、このような性格の相違がある。当該の語法の要・

断をこめて用いることが多い。 いうだけでなく、それによって生ずる事態の善悪・好悪の価値・判 当該の語法については、単に「(数が多くて)数えきれない」と

用法を利用したというわけであるが、悪い面に偏ったことについて いものである。然して、古文書では、多く、その悪い面を強調する このような語法の性格自体、まさしく古文書の性格と即応しやす

り立ちに問題があるように考えられる。

は、当語法そのものの責任ではない、当時の(古)文書の内容や成

主たる原因は、古文書類を直接の考察対象とすることが少なかった 歴史学との提携のまずさも、その一因となっていよう。しかし、 古文書の語彙・語法については、不明瞭な点が少なくない。

つき、考察を重ねていこうとするものの一である。 本稿は、実は、そうした反省のもとに、古文背類の語彙・語法に ことであろう。

# 注

「勝て計るべからず」と訓読されている。阿部猛『尾張国解文の研究』(六五頁他)では、以下四例とも阿部猛『尾張国解文の研究』(六五頁他)では、以下四例とも

「室町幕府法」、 「武家家法丨」、『中世法制史料集 『中世法制史料集 第三卷』、二四頁。 第二卷』、四頁。

3

2

1

乾坤院本は永享二年(一四三〇)、正法寺本は永正九年(一五

5 寺田透頭注「正法眼蔵」、『日本思想大系 道元 下』、一二 |二| の書写になる。

三・一九四頁。

これは人事部であり、また、その第八字目に位置している。 (前田本巻上、カ部辞字、一〇三オ1)。同字は、「量ハタス」「かぞふ」の訓をもつ十二ケ字の内、「計」字は初掲字である (同、ハ部、二五オ4)を初掲字とする一語群にも所見するが、

篇 、 一〇九頁一五行。 春日政治『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 本文

築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』、八六頁。 青木伶子『広本略本方丈記総索引』、一二四頁。

11二頁頭注。 「御成敗式目」、『日本思想大系 中世政治社会思想 占、

立女子短期大学紀要』。第八号、昭和四九年度。 酒井窓二「新猿楽記の語彙――付、語彙索引――」、『山梨県

13 博士による「和泉往来」の翻刻・注。六二〇頁。 古典研究会発行『和刻本正史 史記 (二)』、汲古書院、九九 石川謙『日本教科背大系 第二卷 古往来口』所収、小林芳規

14 エなど)、かつ、ヤ行への誤推を生じたものらしい。 注12文献(翻刻)、二二〇頁。二二五頁。 なお、「勝」とは、「勝」がハ行転呼の影響を受け(タヘ→タ

「訓点語と訓点資料』、第二四輯。 植垣節也「高野山西南院蔵『和泉往来』の原作者をめぐって」、

15

文篇』、二八〇頁。

16

築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究

訳

18 注13文献、六八〇頁。

石川謙『日本教科哲大系 第二巻 古往来口』、二五二頁。 -弘前大学講師——